

令和3年11月25日開会

総務消防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和3年11月25日(木)  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長の互選

~~~~~

出 席 者 (8名)

委員長	小 谷	博 徳	副委員長	石 橋	佳 枝
委 員	三 鴨	秀 文	委 員	中 田	利 幸
委 員	森 岡	俊 夫	委 員	山 路	有
委 員	米 本	隆 記	委 員	三 好	晋 也

~~~~~

## 欠 席 者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	三上 洋	消防局長	藤山 史郎
消防局次長兼総務課長	赤川 紀夫	事務局総務課長	生田 公志
消防局予防課長	宇津宮 進	消防局警防課長	多田 儒司
消防局指令課長	細田 恵誠	消防局主査兼警防課 消防第二担当課長補佐	生田圭一郎
消防局総務課長補佐兼 経理担当課長補佐	清水 賢一	事務局総務課企画厚生 担当課長補佐	石飛真由美

議 会 担 当 職 員

書記長	針田 智子	書記	近藤 隆
-----	-------	----	------

~~~~~

## 1 開 会 (午後3時00分)

○小谷臨時委員長 それでは、これより総務消防常任委員会を開会いたします。本日は、組合議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長委員である私が臨時委員長を務めさせていただきますので、どうか議事進行につきまして、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

2 委員長の互選

○小谷臨時委員長 早速でございますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思います。まず、委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。針田書記長。

○針田書記長 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、委員長は委員会において互選すると規定されておりました。過去の例で申し上げますと、委員長はこれまで、町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○小谷臨時委員長 ただいま、担当から、委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷臨時委員長 御異議がないようですので、どなたか委員長を御推選いただきたいと思っております。

○山路委員 はい、委員長。

○小谷臨時委員長 山路委員。

○山路委員 山路です。私は小谷委員を推選いたします。以上です。

○小谷臨時委員長 ただいま、委員長に私、小谷を推選する旨の声がありましたが、小谷を委員長の当選人とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷臨時委員長 御異議がないようですので、小谷を委員長の当選人とすることに決しました。ただいま、委員長に御推挙をいただきました日野町議会議長の小谷博徳でございます。本会の公正、公平さを旨とした議会運営を、活発な御意見を交わされまして、そういうふうな場になるように相努めたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

~~~~~

## 追加日程1 副委員長の互選

○小谷委員長 この後は、委員長の互選後の日程書のとおりに行いたいと思います。それでは、日程1、副委員長の互選を行います。まず、副委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。針田書記長。

○針田書記長 過去の例で申し上げますと、副委員長は、米子市議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○小谷委員長 ただいま、担当から、副委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、米子市議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 御異議がないようですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思えます。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 私から、石橋委員を推選いたします。

○小谷委員長 ただいま、石橋委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 御異議がないようですので、石橋委員を副委員長の当選人とすることに決しました。石橋副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○石橋副委員長 ただいま、副委員長に選出していただきました石橋佳枝です。よい審議ができますように、及ばずながら力を尽くしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

~~~~~

追加日程2 所管事務調査

○小谷委員長 続きまして、日程2、所管事務調査に入ります。調査事項は7件です。これらについて、当局より順次報告を受けたいと思います。初めに、(1)江府消防署の大規模改修の検討について、を調査事項といたします。当局より、調査事項の説明を求めます。

○赤川消防局次長兼総務課長 はい、委員長。

○小谷委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長兼総務課長 そうしますと、着座にて失礼いたします。資料につきましては、資料1-1、1-2、1-3を使用したいと思います。まず、資

料1-1を御確認ください。このたびの報告につきましては、令和3年2月の本組合の消防施設個別施設計画の策定時におきまして、土砂災害特別警戒区域内にある江府消防署につきましては、移転新築も含んだ検討を行うこととしておりましたが、その結果を取りまとめて、報告するものでございます。まず1番目の、庁舎の現状と老朽化に伴う課題につきましては、計画策定時に個別に説明させていただいておりますので省略させていただきますが、このページのまとめといたしまして、一番下の枠内のとおり、江府消防署庁舎は総じて老朽化が進み、度重なる増築・改修や使用用途の変更により庁舎玄関を塞いでおり、一部の庁舎機能が喪失するなど、大規模な改修が必要であるとまとめております。次に、2ページを御覧ください。土砂災害特別警戒区域内における課題となりますが、江府消防署が現在立地しております江府町荒田地区は、平成27年9月に鳥取県により土砂災害特別警戒区域に指定され、江府町地域防災計画においてその範囲が示されているところでございます。この区域における改修工事につきましては、一番下の枠内にまとめておりますとおり、壁や基礎を強化するなどの構造規制や既存建物部分の安全性確認調査が必要となるところでございます。次に、3の施設整備概算費用の比較でございます。現在の江府消防署庁舎に対しまして、仮眠室の個室化や女性施設のための増築を行い、さらに既存部分に一定の補強を加えた大規模な改修をした場合、およそ3億8,000万余りの工事費を算出したところでございます。次に、新たに1,000平米程度の庁舎移転新築した場合には、おおむね6億3,000万余りを算出しております。4としまして、これら検討内容のまとめとしまして、まず大規模改修についてですが、江府消防署は度重なる改修により庁舎の維持を図ってきたものの建物の老朽化はかなり進んでいること、また、土砂災害特別警戒区域内における増築については強固な構造による施工が必要であり、既存部分についても安全確認調査が必要となり、その結果によってはさらなる構造の補強も必要となるところでございます。これらのことから、江府消防署の現在地での大規模改修には多額の費用が必要となるものです。次に新築移転についてですが、江府消防署が現在の土砂災害特別警戒区域から区域外に移転することについては、鳥取県担当課と質疑を繰り返したところ、令和7年度まで延長となりました緊急防災・減災事業債制度の対象となることを確認しているところでございます。最後に、今回の江府消防署の大規模改修の検討結果のまとめといたしまして、土砂災害特別警戒区域内における大規模改修には多額の費用が必要であること、また、仮に現在地で建物構造の強化を図ったとしても、一旦土砂災害が発生すれば、以後、消防庁舎としての機能を維持することは困難であり、長期にわたり地域の防災力の著しい低下が懸念されること。加えて、緊急防災・減災事業債制度を活用することにより大きな財源確保が可能なことから、土砂災害特別警戒区域外の移転新築が必要であるとまとめたところでございます。今後の予定となりますが、本件につきましては、本年11月9日開催の正副管理

者会議にお諮りしたところ、移転新築への方針が決定されましたことから、次の事項について事務を進めることとしています。まずは、資料1-2を御覧ください。本計画を進める上で移転準備のために時間を要すことから、個別施設計画の別表で示します江府消防署の設計業務・改修工事を令和5年度と6年度にそれぞれ1年繰り下げ、代わりに南部出張所を入れ替えることとしております。次に、移転予定地関係ですが、資料1-3のほうを御確認ください。江府消防署の大規模改修の検討につきましては、先ほどの安全面や費用面に加えまして、移転新築の候補地についても江府町並びに日野町さんと事前に検討をしていたものでございます。個別の説明は省略させていただきますが、結果としまして4ページに記載のとおり、現在の江府消防署から北東約1.3キロメートルの江府町武庫地内の新道・一旦地区を移転先として、江府、日野両町に御理解をいただいた上で決定したものでございます。今後、用地を準備していただく江府町と必要な協議に入ることでございます。江府消防署の改修に関する報告は以上です。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 別がないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(2)第7次消防力等整備5ヶ年計画の変更についてを調査事項といたします。当局の説明を求めます。

○赤川消防局次長兼総務課長 はい、委員長。

○小谷委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長兼総務課長 それでは次、続きまして、第7次消防力等整備5ヶ年計画の一部変更についての説明をさせていただきます。使用します資料は、資料2-1と2-2となります。このたび、令和4年度予算編成に当たりまして事業を詳細に試算したところ、当初計画の変更や工事費の高騰などにより経費の増額が見込まれたこと、また、江府消防署が移転新築へ方針変更をされたことにより、本計画の一部を変更するものであります。まず1番目として、令和3年2月に策定しました個別施設計画に基づく大山消防署の改修工事につきましては、長寿命化を基本方針として、仮眠室の個室化、女性施設の整備及び装備室の屋内化など、庁舎機能の強化を併せて図ることとしているものです。(1)番目の、費用が増額しました要因としましては、当初計画のレイアウトを変更したことにより、電気・機械設備が増額となったもの、そのほかイからエに記載する内容となります。(2)番目の、事業費の変更額であります。4,057万円増額の2億4,857万円となります。次に、江府消防署の改修工事であります。先ほどの江府消防署の大規模改修が移転新築へと方針変更となったことに伴いまして、江府消防署と南部出張所の事業計画を入れ替えるもので、令和4年度江府消防署設計業務2,750万円を、南部出張所設計業務1,433万円とするものでござ

ございます。最後に3番目といたしまして、マイクロ系無線装置更新となります。このマイクロ無線装置は、消防局と伯耆町の古峠山を結ぶ多重無線装置で、装置の基準を示します無線設備規則が平成17年に改正されたことにより、令和4年11月末日までにパラボラアンテナ、多重無線本体などの更新が必要となったものでございます。(1)番目の、費用が増額した要因としましては、まず、平成29年時の概算見積時の工事費の積算漏れがあったもの。また、イとしまして、当初試算時から経年による資機材費等の価格上昇並びに消費税率のアップにより増額したものでございます。事業額の変更額といたしましては、1,950万円増の8,680万円となります。次に、資料2-2を御覧ください。第7次消防力等整備5ヶ年計画の一覧でございます。変更となりますのは、欄右端の令和4年度に太字で記載の事業となります。本計画の変更に関する説明は以上となります。

○**小谷委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆さんより質疑を受けます。森岡委員。

○**森岡委員** はい、委員長。個別具体のものではないんですが、例えば先ほどの江府消防署であったりですね、大山消防署、令和3年度に設計業務の委託をされておりますが、中身を見ますと、建築設計と設備設計を分離発注されておりますよね。分離発注されるということであれば、それが当初から分かっておるのであれば、ここの記載もですね、建築設計が幾ら、設備設計が幾ら、それから内容についてですね、改修工事の建築費が幾ら。いずれにしても分離発注されるわけですから、きちんと分離発注される数字を盛り込むことが必要ではないかと考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

○**赤川消防局次長兼総務課長** はい。

○**小谷委員長** 赤川消防局次長。

○**赤川消防局次長兼総務課長** 委員御指摘のとおり、今後配慮したいと考えております。

○**小谷委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**小谷委員長** ないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(3)第8次消防力等整備5ヶ年計画の策定についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○**赤川消防局次長兼総務課長** はい、委員長。

○**小谷委員長** 赤川消防局次長。

○**赤川消防局次長兼総務課長** そうしますと、第8次消防力等整備5ヶ年計画について説明をさせていただきます。資料につきましては、資料3-1並びに3-2を使用させていただきます。まず、資料3-1から説明させていただきます。この第8次消防力等整備5ヶ年計画であります。最初に、1番目の目的となりますが、第7次消防力等整備5ヶ年計画が令和4年度をもって終了するに当たり

まして、引き続き第8次計画を策定することにより事業を効果的に継続させようとするものでございます。2番目として、本計画の期間につきましては、令和5年度から令和9年度までの5ヶ年としております。3番目の、主な施策として、まず消防施設の大規模改修・機能強化工事、次に消防車両及び資機材等の更新整備、そして高機能消防指令システム及び消防救急無線システムの維持管理の大きく3項目としております。4番目の施策の概要ですが、まず、(1)の消防施設の大規模改修及び機能強化工事につきましては、本組合の公共施設等総合管理計画及び消防施設個別施設計画に基づきまして、計画的に庁舎の改修を行うものでございます。次に、2ページの(2)消防車両及び資機材等の更新整備につきましては、当局で策定しております消防車両等更新の基本方針に基づき行うこととしておりますが、経費負担の軽減を図るため必要な修繕を行いながら安全を確保し、可能な限り延伸を行うこととしております。また、消防庁並びに防衛省の補助事業を積極的に活用して整備を行うこととしております。(3)番目の高機能消防指令システム及び消防救急無線システムの維持管理につきましては、システム導入から10年が経過する令和6年度に、安定稼働確保のため更新を行うものです。高額な事業となりますことから、有償部品の交換につきましては重要部分のみを交換とし、その他にあっては可能な限り延伸し、必要に応じて修繕で対応する計画としているものでございます。次に、資料3-2を御覧ください。第8次消防力等整備5ヶ年計画の一覧となります。まず、上段左側に記載の消防施設の改修等でございますが、個別施設計画の変更により、江府消防署と南部出張所の事業を令和5年度と6年度で入れ替えており、南部出張所の改修工事につきましては、当組合で具体的に算出し仮設庁舎を加算したものでございます。また、従来庁舎改修に伴う指令、無線等の移設関係費用は、表の下段にあります指令施設等の維持管理事業費で計上していたところですが、このたび消防庁舎改修事業の一環として包括計上したところでございます。そのほか消防車両の更新整備、指令施設の維持管理につきましては、令和2年度中に説明しております財政推計に既に盛り込み済みであるところでございます。この第8次消防力等整備5ヶ年計画につきましては、本組合の消防力の整備の基本となるもので、今後も関係機関及び関係市町村と協議をはかりながら弾力的に調整することとし、結果としまして市町村圏計画の実施計画に反映されるところでございます。本計画の策定に関する説明は以上となります。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○中田委員 じゃあ一つ、委員長すみません。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 一つ手短かに言います。消防力ということなんですけど。その消防

力というのはいろんな指標があって、算定されるのを国で示されていると思うんですけど。その、国で示す、まあ言ってみれば人口とかいろんな状態によって算定されるこの地域の消防力というのは、標準的に見て、実態としてはどうなんですか。5ヶ年計画で今回これだけのことをするというのは、まあ分かります。ただ、あるべき消防力に対して、どれぐらいの位置づけとして消防力が現在あるのか。そこら辺についてはどうでしょう。

○赤川消防局次長兼総務課長 はい。

○小谷委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長兼総務課長 消防力の整備指針というものがございまして、それに基づきまして車両、人員を整備する目安が立っておりますが、消防車両等はおおむね基準値に近い数値を満たしておりますが、人員に関しましてはちょっと手元に資料はございませんが62、3パーセントの達成率でありまして、これにつきましては、密集地になればなるほど係数が、パーセンテージが上がりやすいような仕組みになっております。この62、3パーセントが高い数値か低い数値かということにつきましては地域の実情がございまして、今ここで私の口から申し上げることはできませんが、まあそのような状況になっております。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 これは要望ですけど、要望として、それではそこら辺についてはですね、ぜひ分析をしていただいて、また報告の機会を設けていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○小谷委員長 よろしいですかね。はい。ほかにありませんか。ほかにないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(4)落雷による消防局庁舎の通信障害に関する対応についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○細田消防局指令課長 はい、委員長。

○小谷委員長 はい、細田消防局指令課長。

○細田消防局指令課長 説明は、着座にて説明させていただきます。本年7月12日、朝に発生しました落雷による消防局庁舎の通信障害及びシステム障害の事案について、被雷対策を行いましたので御報告させていただきます。お手元の資料は、4を御覧ください。初めに、1番目に記載してあります障害を受けた6項の機器設備については、当日中に全て修理復旧し、現在、通常運用をしております。次、2に記載の落雷対策についてでございますが、被災防止対策については、専門業者によって原因を詳細に調査した結果、誘導雷による影響が強く推察されました。この誘導雷とは、庁舎以外の周辺に落雷した際に庁舎の回線を伝って被害を及ぼすものでございます。この調査結果を基に被雷対策を協議し、既設の避雷針及び保安器に加えて新たに62器の保安器を新設し、二重の防御対策といたしました。またほかに、避雷設備として高速避雷器等の設置も検討いたしました。

が、高額な費用及び庁舎の改修等が必要となること、また、これが完全な防御設備には至らないことなど、費用面と安全対策を総合的に勘案して、このたびの保安器62器の新設といたしました。なお、取り付け工事につきましては既に完了しております。次に、(2)に記載しております災害対策室及び通信体制の強化といたしまして、現時点では完全な防御対策がないことから、万が一の通信障害に対応するために携帯電話7機の増台を行い、通信連絡体制の強化を図りました。なお、既に導入し、これも運用を始めております。最後に今後の課題として、指令システムのバックアップ体制の強化及び代替えの移動設備等の導入については、引き続き検討を継続してまいります。被雷対策についての説明、報告を以上で終わらせていただきます。説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんより質疑、御意見を伺います。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 ないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(5)第3次行政改革大綱総括報告及び第4次行政改革大綱案についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、第3次行政改革大綱総括の報告と、第4次の行政改革大綱につきまして御説明をさせていただきます。資料につきましては、資料の5-1に概要版を作っておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。まず1番目の、第3次の行政改革大綱の総括といたしましては、取組結果の概要といたしまして、全22の取組項目に対しまして目標を超えて達成したものが1項目、おおむね達成が15項目、一部達成が6項目、未達成の項目はございませんでした。主な実施の効果でございますが、定員適正化への取組につきまして、定数内職員の5名の減員ということでございます。これは、議場でも答弁ございましたが、エコスラグセンターあるいは白浜浄化場の廃止に伴いまして4名の減、総合管理計画の策定終了に伴います1名の減、合計の5名でございます。(3)番、第4次の行財政改革に向けました課題といたしまして、3点の課題をまとめております。1番目が財政運営、2番目が組織づくり、3番目が人材育成でございます。大きな2番目の、第4次行財政改革大綱といたしましては、計画期間を令和3年度から令和7年度の5年間としております。取組の方針と取組の柱でございますが、将来にわたって西部圏域を支えることのできる広域行政組織への変革をメインテーマに掲げており、取組の柱は3点規定をしております。柱の一つ目といたしましては財政、二つ目が組織、3点目が人材でございます。これらの取組の施策といたしましては、表の右側に記載のとおりでございます。具体的な内容は、現在、行財政改革の実施計画というものを策定いたしますよう内

部で作業中でございます。こちらにつきましては2月を目標に作業を進めておりますので、策定後に議会のほうに御報告申しあげたいと考えているところでございます。簡単ですが、説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんより質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 質疑がないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(6)第2次鳥取県西部広域市町村圏計画令和2年度事業実施結果報告及び基本計画の中間見直し案についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、第2次鳥取県西部広域市町村圏計画の令和2年度事業の実施結果の報告と、基本計画の中間見直しにつきまして説明をさせていただきます。こちら資料6-1にその概要をまとめておりますので、説明は資料6-1のほうで行わせていただきます。まず、大きな1点目、令和2年度事業の実施結果の報告でございます。令和2年度の実施状況は、おおむね計画どおり実施をしております。計画額8億2,195万5,000円に対しまして、実施額は7億585万7,000円でございます。減額となっております理由は、入札等によります契約実績が主なものでございます。なお、整理番号5番のうなばら荘の改修事業につきましては、計画額が2,167万円に対しまして、実施額が115万7,000円でございます。これにつきましては、予定しておりました発電機の更新に変えまして部品交換による補修工事を実施したことによる実施額の減ということでございます。大きな2番目、基本計画の中間見直しについてでございます。現在の計画は、平成28年度に策定をしております。10年の計画期間でございます。今年度はこの中間年に当たりますので、見直しを行うこととしております。見直しの概要でございますが、第1章総論、第2章の圏域の状況につきましては所要の見直しを行っておりますほか、第3章の共同処理事業計画につきましては、各節におきまして計画期間の取組を記載し、この間の取組状況を明記いたしますとともに、現状と課題、今後の方針と施策の項におきまして時点修正をすることで、現状を反映するよう見直しを行っております。具体的見直しの内容につきましては、下記に記載のとおりでございます。この市町村圏計画につきましても、今後、財政推計と連動しました実施計画を策定をする予定としております。現在、作業を進めているところであります。こちら2月の策定を目指して作業を進めております。完成しましたら議会のほうに御報告するよう予定をしております。簡単ですが、説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんより質疑を受けたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**小谷委員長** ないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(7) 行政手続における押印見直しへの取組についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○**生田事務局総務課長** 委員長。

○**小谷委員長** 生田事務局総務課長。

○**生田事務局総務課長** それでは、行政手続における押印の見直しへの取組につきまして、御説明を申しあげます。資料は資料の7を御覧ください。押印の見直しにつきましては、昨年度、国において各府省の押印見直しについての取りまとめが行われておりまして、地方公共団体に対しましても押印の見直しに積極的に取り組むよう求められているところがございます。これを受けまして、本組合におきましても見直しを行うものがございます。内容でございますが、大きな1番の、押印見直しの対象でございます。本組合規則によりまして、住民等から提出を受ける際に押印を求めている申請書等を対象としております。総数は85でございます。2番の、押印の見直しの内容でございますが、申請書等を①から③番に分けまして、それぞれ事由によりまして見直しを行っております。①番の、押印の省略をするものが61、自署の場合に限り押印を省略できるものが12、引き続き記名押印を求めるものが3でございます。④番の、構成市町村との継続協議をするものにつきましては、これは桜の苑の使用許可申請に係る書類でございます。桜の苑の使用許可申請につきましては、市町村の窓口で死亡届ですとか埋火葬許可の手続とを同時に行っていただいておりますので、市町村の窓口事務との整合を図るために継続の協議としていただいております。今後、協議を進めてまいりたいと考えております。押印の見直しにつきましては、組合の行政手続における押印の省略に関する規則を制定することによりまして規定をしたいと考えているところであります。スケジュールといたしましては、12月1日から施行したいと考えております。周知の方法につきましては、組合のホームページのほか、様式を使用いたします各所属の窓口における周知、また構成市町村広報誌への掲載をお願いしていきたいと考えております。簡単でございますが、説明は以上でございます。

○**小谷委員長** 説明が終わりました。委員の皆さんより質疑を受けたいと思いません。

〔「ありません」と声あり〕

○**小谷委員長** よろしいですか。質疑がないようですので、以上で、当局からの報告を終わります。

~~~~~

3 閉 会

○小谷委員長 これをもって、総務消防常任委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 4 0 分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務消防常任臨時委員長

総務消防常任委員長

小 谷 博 徳